

(仮称) 新工業団地整備事業について

(仮称) 新工業団地整備事業については、産業振興と新たな雇用創出を図るべく事業を推進しているところであり、本年度末には、一部分譲を開始する予定でありますので、本工業団地への企業立地促進を図るため、分譲価格の決定や立地促進に向けた新たな優遇制度の創設など必要な措置を講じようとするものです。

1 名称について

○会津若松河東工業団地

2 分譲価格について

- (1) 概算事業費 12億6千万円
- (2) 分譲面積 開発面積 約19.3ヘクタール
分譲面積 約8.4ヘクタール
(うち、法面を除く平場面積 約6.8ヘクタール)
- (3) 分譲区画 分譲5区画(別紙図面参照)

区画	平場 (㎡)	法面 (㎡)	合計 (㎡)
1	8,964	1,086	10,050
2	11,477	275	11,752
3	4,873	3,211	8,084
4	30,589	8,241	38,830
5	12,097	3,655	15,752
計	68,000	16,468	84,468

- (4) 分譲価格
○会津若松地方土地開発公社の分譲価格
17,500円/㎡ (57,900円/坪)

4 新たな優遇制度の創設

(1) 優遇制度に関する条例の制定

新たな条例を9月市議会定例会に提案（予定）

(2) 助成金の名称

用地取得助成金

(3) 対象区域

会津若松河東工業団地の区域内

(4) 対象企業

- ①工場（製造業） ②事業所（情報サービス業） ③研究所
④コールセンター ⑤市長が特に認める企業

(5) 交付要件

	工場（製造業）	事業所・研究所・コールセンター	市長が特に必要と認める企業
新設	投下固定資産総額1億円以上 又は新規常勤雇用30人以上	投下固定資産総額5千万円以上 又は新規常勤雇用20人以上	同左
増設	投下固定資産総額3千万円以上 又は新規常勤雇用20人以上	投下固定資産総額2千万円以上 又は新規常勤雇用10人以上	同左
移転	投下固定資産総額3千万円以上 又は新規常勤雇用20人以上	投下固定資産総額2千万円以上 又は新規常勤雇用10人以上	同左

(6) 助成金の額

- ①用地の取得価格の10分の4以内
⇒実質的分譲価格 10,500円/㎡を目標とする。
②限度額なし

会津若松河東工業団地平面図



